

ECサイトを活用した県産品の販売拡大業務委託公募型企画提案 募集要領

1 趣旨

市場規模が拡大している電子商取引（以下、「EC」という。）において、資材高騰等による生産コストの増加分を価格に反映しづらい農林水産物の販売を強化するため、本県認定「頂（いただき/しずおか食セレクション）」（以下、「頂」という。）の生産者（共同申請者を含む）が運営するECサイトにて、「頂」フェアを開催し「頂」の認知向上と販売拡大を図る。

2 公告

令和6年10月21日（月）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-3713 FAX 054-221-2698
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務名称
ECサイトを活用した県産品の販売拡大業務委託
- (2) 業務内容
本県認定の「頂」の生産者（共同申請者を含む）が運営するECサイトにて、「頂」フェアを開催し「頂」商品の認知向上と販売拡大を図る業務。（別紙「仕様書」参照）
なお、本業務で対象とする「頂（いただき/しずおか食セレクション）」（以下、「頂」という。）は、しずおか食セレクション認定制度実施要綱及び「しずおか食セレクション」頂マーク使用取扱要領の定めによる。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- (4) 委託予定事業者数
3者程度
- (5) 契約限度額
総額6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、2,000,000円/者（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
※限度額を超えたものは失格とする。
※事業費には、送料負担の原資分1,500,000円/者（消費税及び地方消費税を含む。）を含むものとし、送料負担の総額が上限額に達しない場合であっても、その差額を他の業務に係る経費に充てることはできないものとする。
- (6) 契約費の支払方法
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 静岡県認定の「頂」の生産者（共同申請者を含む）で、かつ日本国内で電子商取引を提供する web サイトを運営していること。
- (2) 日本国内に本社を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (8) 直近 1 年間に於いて、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール（予定）

ホームページによる公告開始	令和 6 年 10 月 21 日（月）
質問票の提出期限	令和 6 年 10 月 25 日（金）正午まで
質問票の回答	令和 6 年 10 月 30 日（水）
参加表明書の提出	令和 6 年 11 月 13 日（水）正午まで
審査対象者の選定通知	令和 6 年 11 月 15 日（金）予定
企画提案書の提出期限	令和 6 年 11 月 22 日（金）正午まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 6 年 11 月 26 日（火）
審査結果の通知	令和 6 年 11 月 27 日（水）（予定）

なお、応募者の状況により変更する可能性がある。

(2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式 1）により提出すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和6年10月25日（金）正午まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

電話 054-221-3713

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

エ 回答

質問提出期限終了後に一括して、静岡県ホームページに掲載する「令和6年度ECを活用した県産品の販売拡大業務委託公募型企画提案募集について」内に公開する。

【掲載ページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1066872.html>

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する場合は参加資格確認書類を添付の上、参加表明書（様式2、様式2-2）を提出すること。

なお、参加表明書を提出していない場合は、企画提案書を受け付けない。

ア 提出期限

令和6年11月13日（水）正午まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

電話 054-221-3713

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

(4) 審査対象者の選定

ア 参加表明書を提出した者が6者を超えた場合は、次の選定基準により書面審査し、評価点の高い6者を審査会での審査対象とする。なお、評価点と同じ場合は、「使用予定のECサイトの直近1年間の総売上額」、「「頂」フェアで販売を予定している「頂」の数」、「「頂」フェア開催期間中の「頂」商品の販売目標件数（発送件数）」、「「頂」フェア開催期間中の「頂」商品の販売目標額」の順に評価点を比較し、順位付けを行う。

イ 審査対象者に選定された者に対しては、令和6年11月15日（金）までに選定通知書（様式5）を電子メールにより通知する。

ウ 審査対象者に選定されなかった者（以下、非選定者という。）に対しては、令和6年11月15日（金）までに選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を非選定通知書（様式6）に記載し電子メールにより通知する。

エ 審査対象者の選定

区分	評価の着目点	配点
	判断基準	
販売実績	使用するECサイトの直近1年間（令和5年4月～令和6年3月）の総売上額（「頂」以外も含む全商品の売上額の合計（税込）） ・業務実績が分かる資料を添付（様式2-2） ① 1億円以上 ② 5,000万円以上～1億円未満	① 5点 ② 3点 ③ 1点

	③5,000万円未満	
事業効果への期待	「頂」フェアで販売を予定している「頂」の数 ・販売予定の「頂」が分かる資料を添付(様式2-2) ①10商品以上 ②4~9商品 ③1~3商品	① 5点 ② 3点 ③ 1点
	「頂」フェア開催期間中の「頂」商品の販売目標件数(発送件数) ・販売目標が分かる資料を添付(様式2-2) ①2,000件以上 ②1,500件以上~2,000件未満 ③1,500件未満	① 5点 ② 3点 ③ 1点
	「頂」フェア開催期間中の「頂」商品の販売目標額 ・販売目標が分かる資料を添付(様式2-2) ①1,000万円以上 ②500万円以上~1,000万円未満 ③500万円未満	① 5点 ② 3点 ③ 1点

(5) 企画提案書の提出

審査対象者のうち、企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内容	様式	部数
1	企画提案書 かがみ	・社印等の押印は不要	様式3	1
2	企画提案書	・様式4を、7(2)エに示す評価項目及び評価基準を基に記載すること。 ・企画提案書は日本産業規格A4用紙10ページ以内、カラー印刷とする。	様式4	2部とデータ
		・審査会プレゼン補足資料	任意	2部とデータ
3	見積書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 ・送料負担の原資分を明記すること。	任意	1

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、静岡県との協議により、実施内容を決定する。

※ 上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

ア 提出期限

令和6年11月22日(金)正午まで(必着)

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階
メール marke@pref.shizuoka.lg.jp
電話 054-221-3713

ウ 提出方法

電子データを電子メールで送付の上、提出書類を直接持参又は郵送(郵送の場合は「書留」とすること。)※郵送の場合は、発送時にお電話ください。

(6) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、静岡県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 日時

令和6年11月26日（火）

※個別のプレゼン時間については提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、リモート（ZOOM）にて行う。

イ 企画提案の所要時間

各提案者 15分以内（説明5分以内、質疑応答10分以内）とする。

ウ 注意事項

- ・ 審査会（プレゼンテーション）では、様式4を用いること。必要に応じて、審査会プレゼンテーション補足資料として、静岡県へ提出した資料を用いることはできる。
- ・ 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

エ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、下記の項目に基づき数値で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

評価項目	区分	評価基準	評価
1 提案	「頂」フェア の開催、運営	使用するECサイトは、「頂」の認知向上と販売拡大が期待できる実績を有しているか。	10
		フェア開催期間中の新たな取組の内容、販売目標は、「頂」の認知向上と販売拡大が期待できるか。	15
		特設ページに掲載される「頂」商品は、「頂」の認知向上と販売拡大が期待できるか。	15
		送料負担なしキャンペーンの販売目標件数（発送数）は、明確な根拠に基づき、実現可能な設定がされているか。また、取組や工夫は、「頂」商品の認知向上と販売拡大に期待できるか。	15
	送料負担なしキャンペーンの販売目標額は、明確な根拠に基づき、実現可能な設定がされているか。また、取組や工夫は、「頂」商品の認知向上と販売拡大に期待できるか。	15	
	広報PR	「頂」商品の認知向上と販売拡大に期待できる効果的な方法であるか。	15
2 実施体制		業務を実施する上で経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。	5
3 経済合理性		提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。	10
4 社会的取組		パートナーシップ（PS）構築宣言※企業であるか。 （※サプライチェーン全体の共存共栄等の新たな連携や下請中小企業振興法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの）	1
合計			101

※評価項目の「4 社会的取組」は、該当の場合は1点、該当しない場合は0点とする。

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式5）又は非選定通知書（様式6）にて、全ての企画提案者に令和6年11月27日（水）までに通知する。

(4) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日以内に書面（自由様式）により、FAX又は電子メールで非選定理由（審査結果に係る自社の評価）について説明を求めることができる。

8 契約方法

- ・契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。
- ・契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

9 留意事項

ア 委託先として選定した事業者を公表する。

イ 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

10 問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課マーケティング企画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号県庁東館9階

電話 054-221-3713 FAX 054-221-2698

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp